

特記仕様書(案)

第1章 総則

1. 適用範囲

本特記仕様書は、「動植物園再生事業基本設計等業務委託(第2期整備その1)」(以下「本業務」という。)に適用する。

2. 業務の目的

本市動植物園は、「動植物園再生基本構想・計画」に基づき、段階的に再整備を進めており、これまでに第1期整備が完了している。また、第2期整備に向けては、近年の社会情勢の変化や国際的な動物福祉基準の強化などを踏まえ、基本構想・計画を一部修正したところである。

本業務は、当該計画に基づき、ライオン・トラ舎等の再整備に係る基本設計を主として行うものであり、再整備中のローリング計画や遊戯機能、飲食機能、休憩施設などの必要機能の確保についても十分に検討を行ったうえで、動物の生態や行動特性に配慮した飼育環境の確保、来園者の安全性及び観覧環境の向上、並びにランドスケープと一体となった空間形成を図るとともに、維持管理性やライフサイクルコストにも配慮した持続可能な施設計画の具体化を目的とする。

3. 適用基準

本業務は、以下の基準に基づき実施すること。

- ・福岡市「設計業務等共通仕様書」(令和7年10月)
- ・関係法令及び関係基準
- ・動物園関連ガイドライン(JAZA基準等)

4. 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月25日までとする。

5. 契約不適合責任期間

工事完成後2年間とする。

第2章 本業務の位置付け

本業務は、動植物園再生事業の第2期整備の一環として実施するものであり、動物展示施設の再整備とともに、園地全体の空間構成を再構築するための基本設計等業務である。

第3章 業務内容

1. 建築・設備に係る基本設計

(1) 対象施設(1,200 m²程度想定)

- ・ライオン舎展示棟
- ・トラ舎展示棟
- ・トラ繁殖棟
- ・ビューイングシェルター等
- ・仮施設(獣舎、施設撤去に伴う一時保管庫等)
- ・トイレ(カームダウンスペース等休憩施設含む)
- ・その他関連施設

(2) 業務内容

- ・設計条件の整理
- ・法令上の条件調査及び関係機関協議
- ・インフラ条件調査(上下水道、電力等)
キュービクルから新設する施設への電気供給の検討含む。
- ・基本設計方針の策定
- ・基本設計図の作成 ※整備ステップ毎に対応すること
- ・概算工事費の算出

2. 園地に係る基本設計

(1) 対象エリア

- ・アフリカの森と草原エリア(約 3.4ha)
- ・ユーラシアの森エリア(約 0.9ha)

(2) 業務内容

- ・与条件整理及び現況把握
- ・施設配置及び空間構成の検討
- ・動線計画(観覧動線・管理動線)
- ・建築施設を含めた一体的計画
- ・基本設計図の作成(基本設計平面図、造成計画平面図、施設計画平面図、
植栽計画平面図、供給処理設備計画平面図、主要断面図等)
※本委託における建築設計ではトラ舎、ライオン舎等が含まれるが、園地に
係る基本設計においては、各エリアのその他獣舎等の施設規模や配置が
必要となるため、過年度の成果を参考に、計画するもの。
- ・エリア内での段階的施工を想定した整備ステップ図の作成、及び整備ステップ
毎に必要な概算工事費の算出
- ・概算工事費の算出

(3) 特記事項

・営業を行いながら再整備を行うため、適切な整備ローリング計画(動物の移動計画や暫定的な機能配置など含む)や、完成時における機能配置(遊戯機能、飲食機能、休憩機能などのサービス機能)の検討も行うこと。

3. 無料区域(遊戯機能)等に係る検討

(1) 業務概要

既存遊具撤去後の暫定利用として、花見広場など無料区域等における遊戯機能の確保に関する検討を行う。(既存遊具のモニュメント的保存の可能性の検討含む。)

(2) 業務内容

- ・現況把握
- ・遊戯機能の検討
- ・検討図の作成
- ・概算工事費の算出
- ・イメージスケッチの作成

4. その他業務

(1) 先進事例調査

先進事例を有する海外の動物園を2ヶ所選定し、現地調査を行うもの。

【想定内容】

- ・アメリカ:シアトルのウッドランド動物園、ニューヨークのブロンクス動物園。
- ・3名体制にて、連続で視察し、5泊6日。(移動を控除し、実働は3日間)
- ・展示手法や飼育環境の工夫(飼育のしやすさ等)、来園者サービス、ライフサイクルコスト削減に向けた取り組みなどについて、現地調査やスタッフへのヒアリングなどを行うもの。
- ・最終的な視察先は、契約予定者と監督員との協議により決定するもの。

(2) 有識者ヒアリング

監督員と協議の上、有識者を2名程度選定し、業務の進捗に応じて意見徴収を行うもの。なお、学識経験者への謝金の支払いを含むものとする。

(3) 現地樹木調査

別途測量業者が作成している樹木位置をプロットした平面図に対して、高木125本程度(さらに中低木含む)の各情報(H・C・W、樹勢、健全度他)に対する現地調査を実施し、整理するもの。

(4) パース作成

A3カラー、ライオン、トラのエリアごとに2カットの計4カット作成するもの。

(5) 打合せ協議

本業務にかかる打合せを行うものとし、初回、中間 6 回、納品時の計 8 回実施する。

(6) 照査

設計内容及び成果に関する妥当性及び品質確保を満たすための計画を作成するとともに、第三者的な立場、見地から照査を実施する。

- ・基礎情報等の適正照査
- ・設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ・成果品の内容についての適正照査

(7) 基本設計説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書を作成すること。

第 4 章 業務遂行及び設計における留意事項

本業務の遂行及び設計にあたっては、本市の動植物園再生事業の目的を十分に理解し、関係法令、各種基準及び本仕様書に基づき、適切かつ確実に実施するものとする。また、監督員及び関係者と密接に連携し、各段階において協議及び報告を行いながら業務を進めること。

1. 設計の前提条件

- 受託者は、本業務の実施にあたり、以下の事項を前提として設計を行うこと。
- 現地調査を綿密に実施し、既存条件及び周辺環境を的確に把握したうえで設計条件として整理すること。
- 園内の施設配置及び来園者動線並びに管理動線については、施設運営及び環境教育の視点を踏まえた合理的かつ効果的な計画とすること。
- 動物の飼育環境については、動物福祉の観点から、JAZA 等の関連基準を踏まえた適切な水準を確保すること。
- パドックと観覧通路の境界におけるモート、柵、植栽等の計画にあたっては、動物の逸走防止及び来園者の安全確保に十分配慮すること。
- 施工期間中においても開園を継続することを前提とし、来園者及び施設関係者の安全確保並びに機能維持に配慮した計画とすること。
- 構造、仕上げ、設備機器等の選定にあたっては、維持管理性及び経済性を踏まえ、比較検討のうえ適切に決定すること。

2. 設計における配慮事項

受託者は、以下の事項に留意し、総合的かつバランスの取れた設計を行うこと。

(1) 動物福祉

動物の生態及び行動特性に配慮した飼育環境を確保するとともに、行動展示が可能となる空間構成とすること。

(2) 安全性

来園者、飼育員及び動物の安全確保を最優先とし、観覧動線と管理動線の適切な分離を図ること。

(3) 展示・体験性

多様な視点からの観覧が可能となる計画とし、魅力ある展示空間の創出を図ること。また、再整備期間中においても観覧機会の確保に努め、仮設動線等の適切な設定を行うこと。

(4) ランドスケープとの一体性

建築、外構及び植栽を一体的に計画し、既存地形及び既存樹木の活用を図りながら、周辺環境と調和した空間形成を行うこと。

(5) 維持管理及びライフサイクルコスト

維持管理の容易性に配慮するとともに、ライフサイクルコストの低減を図ること。(必要に応じて比較表を作成すること。)

(6) 環境配慮

省エネルギー及び環境負荷の低減に配慮し、自然環境との調和を図ること。

3. 施工期間中及び暫定利用への配慮

- 工事に伴う園内機能の制限を最小限とするよう配慮し、来園者サービスの維持に努めること。
- 飲食、休憩その他必要な機能については、代替措置の検討を行うこと。
- 仮設施設及び仮設動線については、安全性及び利便性を確保した計画とすること。

4. 業務遂行体制及び管理

- 受託者は、本業務に必要な知識及び経験を有する技術者を適切に配置し、適正な実施体制のもとで業務を遂行すること。
- 契約後速やかに、業務工程表、業務計画書、管理技術者届、業務従事者名簿等を提出すること。
- 業務の進行にあたっては、監督員と常に密接な連絡を取り、その指示に従うこと。

と。また、業務の各段階において適切に報告を行うこと。

- 打合せ内容については記録簿に整理し、監督員に提出すること。

5. 資料及び情報の取扱い

- 業務遂行にあたり知り得た情報については、発注者の承諾なく第三者に漏らしてはならない。なお、業務完了後も同様とする。
- 貸与された資料については適切に管理し、一覧表を作成のうえ、業務完了後速やかに返却すること。
- 必要な資料の収集は受託者が行うものとし、本市は必要に応じ協力を行う。

6. 成果物及び権利関係

- 本業務において作成された成果物及び履行過程で得られたデータ等の著作権は本市に帰属するものとする。
- 受託者は、本市の承諾なく成果物等を公表又は第三者に提供してはならない。

7. その他

- 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定する。
- 業務完了後においても、成果物に不備等が確認された場合は、受託者の負担により速やかに対応すること。
- 業務遂行中に発生した事故及び第三者への損害については、受託者がその責を負い、速やかに発注者へ報告すること。

第5章 成果品

成果品は以下とする。

- ・報告書 1部（第3章に記載の事項を漏れなくまとめること）
- ・電子データ一式

図面のCAD形式は監督員との協議により決定すること。

第6章 その他

(1) 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。

(2) 関係機関協議

必要に応じ関係機関との協議資料を作成すること。

(3) 地下埋設物調査

地下埋設物の確認を行い、設計に反映すること。